

1 調 査 事 件

部活動のあり方検討について

2 調 査 概 要

(1) 長与町（人口 39,522人）

ア 部活動の地域移行について

長与町は、長崎県内の町としては最大の人口であり、中学校数は3校、中学校生徒数は1,046人である。

令和2年度に、文部科学省から示された休日の部活動地域移行の通知により、卓球協会と長与スポーツクラブの融合の形で取組が開始され、令和3年度には卓球部、令和4年度にはバスケ部、令和5年度には全ての運動部の休日の活動が地域移行されている。

運動部では、これまで同様の部活動を平日に3日間行い、休日に地域スポーツ活動を2日間行っている。地域スポーツ活動の参加対象者は長与町に居住する中学生のうち参加を希望する全ての生徒としており、通学する学校に設置されていない種目への参加も可能としている。活動場所は町立小中学校の学校体育施設や町立スポーツ施設等としており、活動場所への移動は各自で行うこととしている。実施する上での受け皿については、令和7年度までの改革推進期間は教育委員会及び長与スポーツクラブとしているが、改革推進期間終了後の令和8年度からは、長与スポーツクラブのみで、運営体制の整備や人材の確保などを行い、自立し、持続可能な運営ができる組織体制となることを目指している。

経費については、月会費3,000円のほかに活動中のけが等に備えて年間800円のスポーツ安全保険への加入を推奨している。就学援助・支援世帯に対しては、長与スポーツクラブから月2,000円の支援をしており、指導者に対しては、有資格者は1時間当たり1,500円、無資格者は1時間当たり1,000円の支払いを行っている。

現在の形で地域移行を行っているメリットとしては、生徒が専門の指導者から指導を受けることができること、また受け皿として長与スポーツクラブがあることで、会計処理等の事務処理を保護者が行う必要がないこと、また活動中に発生したけがなどに対する責任についても受け皿である長与スポーツクラブが法人保険に加入することで、指導者が責任を取る必要がないこと、そのほかに、団体競技の場合に1校単位では人数が揃わず練習や試合などができなかったものについて、人数が多くなり活動の幅が広がったことなどが挙げられる。デメリットとしては、保護者へ行ったア

ンケートから、一律3,000円の会費について、一部の競技では部活動として行っていた際の部費よりも上がったことへの不満があったことや、校区外での活動の場合に送迎の負担があることが挙げられる。

今後の課題としては、受け皿基盤の強化、指導者となる人材の確保、運営のための財源確保、地域スポーツ活動への移行に伴う意識改革が挙げられる。

現在は平日の運動部活動の地域移行についても検討している段階であるが、まずは令和8年度に長与スポーツクラブによる自立した運営ができるように受け皿の準備に取り組んでいく。